

照 査 者	設 計 者

工 事 番 号	33-104	施 工 年 度	
工 事 名 称	鷺畑第一揚水機場再度災害防止工事		
工 事 場 所			
施 工 主			
設 計 区 分			
路 線 名			
工 事 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
工 事 日 数	日		
部 課 名			
積 算 担 当			
合 計 額			
工 事 価 格			
消費税相当額			

本 工 事 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費	その他土木工事（１）							場所区分：補正なし
		土工		式	1			第 1号内訳書
		プレキャスト擁壁設置		式	1			第 2号内訳書
		排水工		式	1			第 3号内訳書
		嵩上げ工		式	1			第 4号内訳書
		支障木撤去工		式	1			第 5号内訳書
		仮設工		式	1			第 6号内訳書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
		共通仮設費		式	1			
		現場環境改善費		式	1			
	純工事費							
		現場管理費		式	1			

[illegible][illegible]

間 接 工 事 明 細 書

設 計 条 件					
工 種	その他土木工事（１）	工事日数(内冬日数)		支給品費	
場所区分	補正なし			処分費	
前払い率	35%超え40%以下			処分除外費	
契約保証区分	発注者が金銭的保証を必要とする			共通仮設費対象外額	
積雪寒冷地域	なし			現場管理費対象外額	
				一般管理費対象外額	

算 出 基 礎					
---------	--	--	--	--	--

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数３位四捨五入２位止めとする。

共 通 仮 設 費 = 対象額×率
= × %
=

対象額 = 直接工事費＋支給品費＋事業損失防止施設費－共通仮設費対象外額＋準備費処分費－処分除外費
= ＋ ＋ － ＋ －
=

率 = 対象額による率×地域補正係数
= %×
= %× → ∴ %

対象額による率 = %

現 場 環 境 改 善 費 = 対象額×対象額による率
= × %
=

対象額 = 直接工事費＋支給品費－共通仮設費対象外額－処分費
= ＋ － －
=

対象額による率 = %

間 接 工 事 明 細 書

算

出

基

礎

$$\begin{aligned} \text{現 場 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{率} \\ &= \quad \times \quad \% \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{支給品費} + \text{支給品費(現)} - \text{現場管理費対象外額} - \text{支給現場費対象外額} - \text{処分除外費} \\ &= \quad + \quad + \quad + \quad - \quad - \quad - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{地域補正係数} \\ &= \quad \% \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \quad \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

$$\begin{aligned} \text{一 般 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{率} + \text{対象額} \times \text{契約保証補正值} \\ &= \quad \times \quad \% + \quad \times \quad \% \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{工事原価} - \text{一般管理費対象外額} - \text{処分除外費} + \text{一般管理補正額} \\ &= \quad - \quad - \quad + \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{前払補正} \\ &= \quad \% \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \quad \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

第 1号		土工					1式当たり	内訳書
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
掘削		土砂、オフ・ソット、無し、有り、5,000m3未満	m ³	43				
		土質:土砂 施工方法:オフ・ソット 押土の有無:無し						
		障害の有無:有り 施工数量:5,000m3未満						
埋戻（振動コンパクタ締固め）		締固め区分Ⅰ,砂・砂質土	m ³	36				
積込（ルーズ）		土砂、土量50,000m3未満	m ³	36				
		土質:土砂 作業内容:土量50,000m3未満						
積込（ルーズ）		土砂、土量50,000m3未満	m ³	8				
		土質:土砂 作業内容:土量50,000m3未満						
土砂等運搬		標準、バックホウ山積0.45m3(平積0.35m3)、土砂(岩塊・玉	m ³	8				
		土砂等発生現場:標準 積込機種・規格:バックホウ山積0.45m3(平積0.35m3) 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)						
		DID区間の有無:無し 運搬距離:6.0km以下						
整地		残土受入れ地での処理	m ³	8				
		作業区分:残土受入れ地での処理						

[illegible]

[illegible]

第 3号		排水工					1式当たり	内訳書
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
プレキャスト集水桝	据付、50kg以上80kg以下、有り	基	2					
	作業区分:据付 製品質量(kg/基):50kg以上80kg以下 基礎砕石の有無:有り							
暗渠排水管	据付、直管、50～150mm	m	1					
	作業区分:据付 管種別:直管 呼び径:50～150mm							
コンクリート削孔（電動ハンマドリル）	30mm以上200mm未満	孔	2					
	削孔深さ:30mm以上200mm未満							
フラップゲート	φ100	個	2					
角形雨水ます（仙台市型）	角形300 本体 （300×300×600）	個	2					
グレーチング集水ますぶた	正方形 （HGTA-30B-50相当品）	組	2					
計								

第 4号	嵩上げ工						1式当たり	内訳書
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
コンクリートはつり	3cm以下	m ²	1.4					
	平均はつり厚:3cm以下							
アンカー設置工		本	37					
コンクリート	無筋・鉄筋構造物、人力打設、24-12-25(20)(高炉)、一般養生	m ³	0.1					
	構造物種別:無筋・鉄筋構造物 打設工法:人力打設 コンクリート規格:24-12-25(20)(高炉)							
	養生工の種類:一般養生 現場内小運搬の有無:有り							
型枠	一般型枠、鉄筋・無筋構造物	m ²	1.5					
	型枠の種類:一般型枠 構造物の種類:鉄筋・無筋構造物							
計								

[illegible]

第 6号				1式当たり		内訳書	
仮設工							
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
敷鉄板設置～賃料～撤去	厚25×辺1524×辺3018mm 911kg 90日	m ²	159			第 1号明細書	
仮設材等の運搬費（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）	運搬距離10kmまで、製品長12m以内	t	66				
大型土のう製作・設置	バックホウ設置	袋	26				
大型土のう撤去	バックホウ撤去	袋	26				
土砂等運搬	標準、バックホウ山積0.45m3（平積0.35m3）、土砂（岩塊・玉	m ³	26				
	土砂等発生現場：標準 積込機種・規格：バックホウ山積0.45m3（平積0.35m3） 土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）						
	DID区間の有無：無し 運搬距離：6.0km以下						
整地	残土受入れ地での処理	m ³	26				
	作業区分：残土受入れ地での処理						
計							

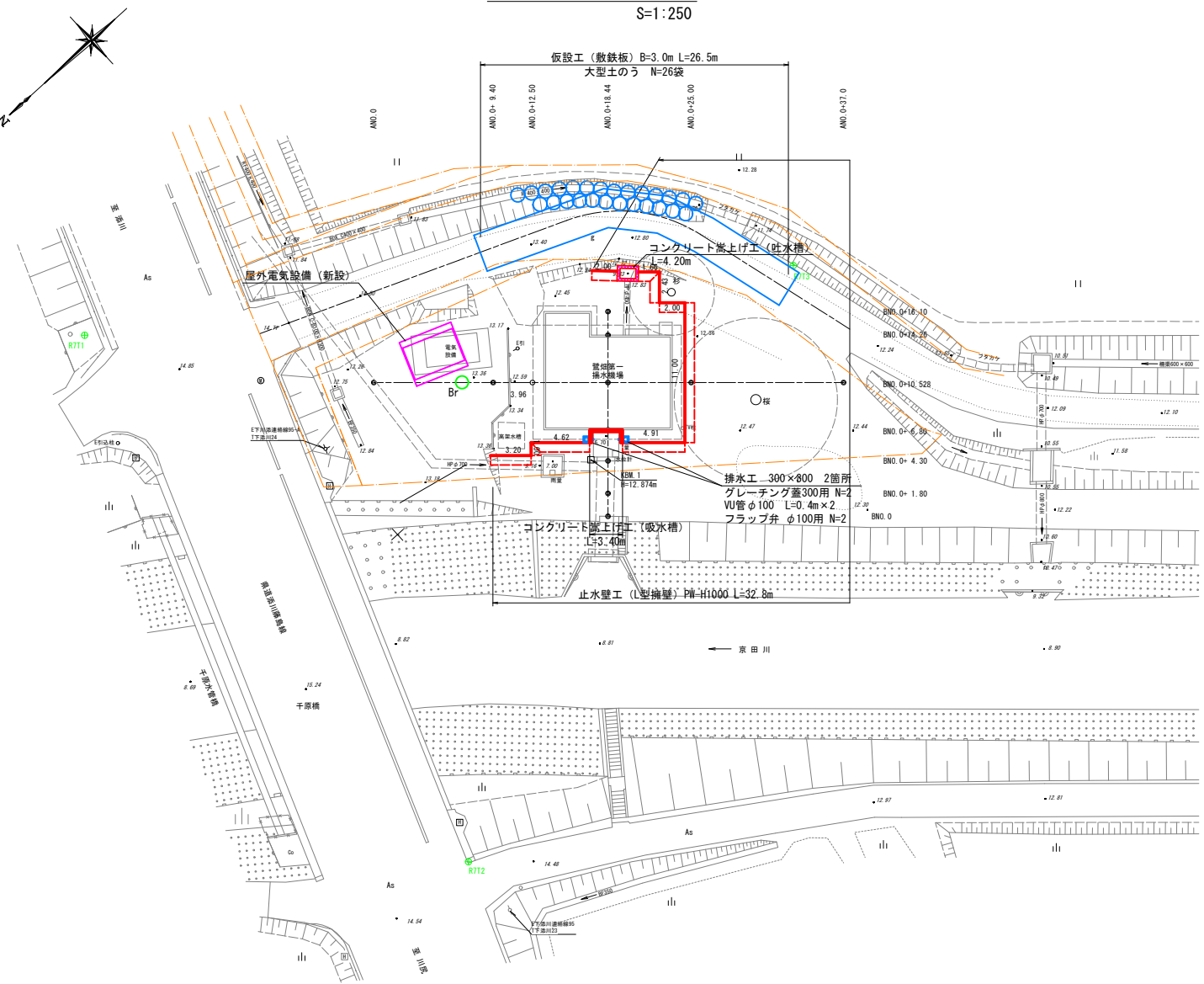
第 1号	敷鉄板設置～賃料～撤去						159㎡当たり	明細書
厚25×辺1524×辺3018mm 911kg 90日								
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
敷き鉄板（鋼板）賃料(1～3ヶ月)		25×1524×3048		枚・日	1,590			
敷鉄板(鋼板)整備費		25×1524×3048		枚	36			
敷鉄板設置・撤去				㎡	159			
計								
1 ㎡当たり								



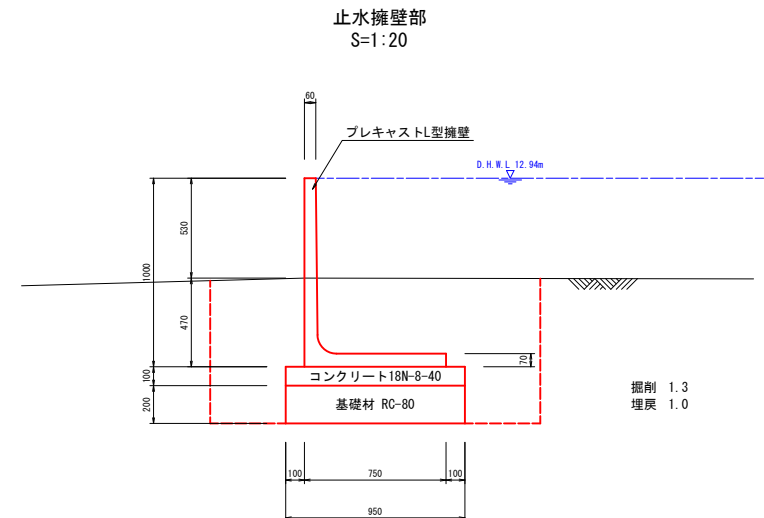
図面の名称		図面番号
位置図		
縮尺=FREE		
作成年月日	令和7年月日	
設計担当者		
所管事務所		

原図調整	測量業務	
	設計業務	

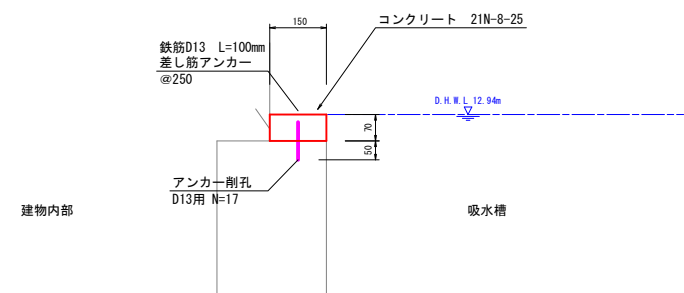
平面図
S=1:250



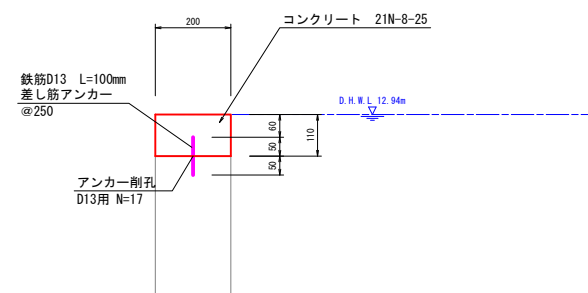
標準断面図



吸水槽嵩上げ部
S=1:10



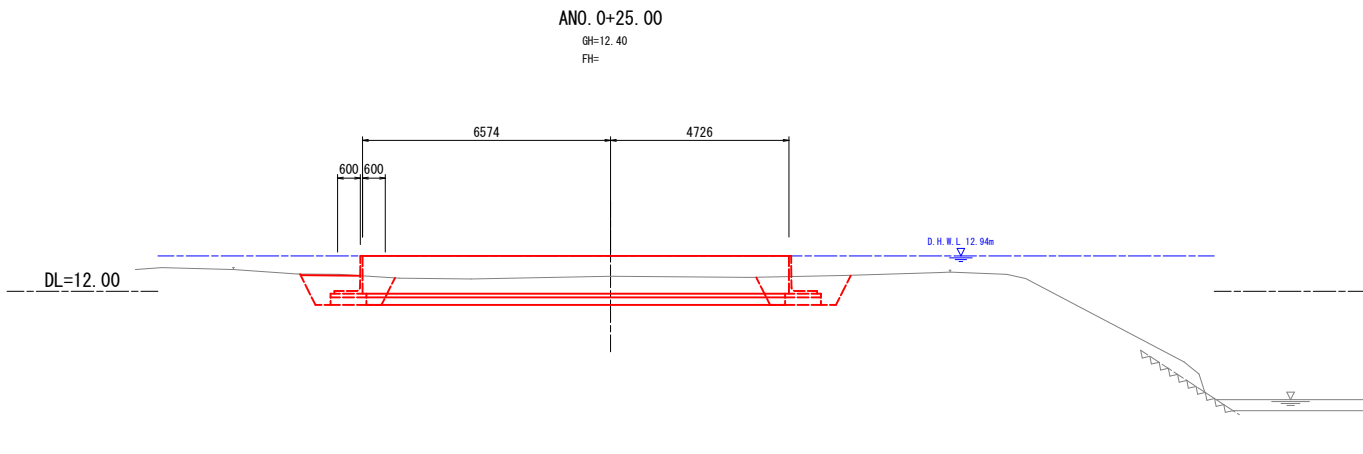
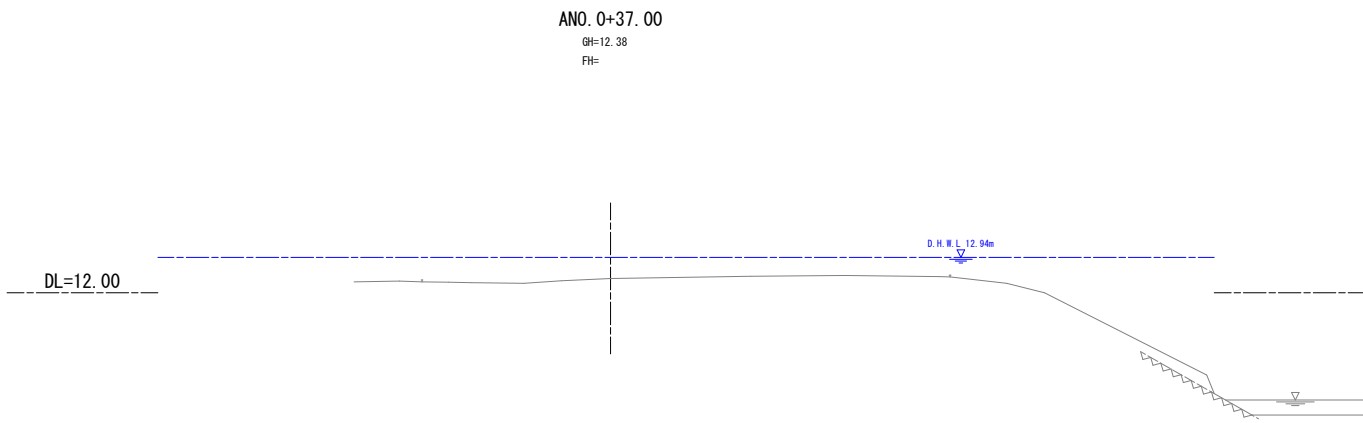
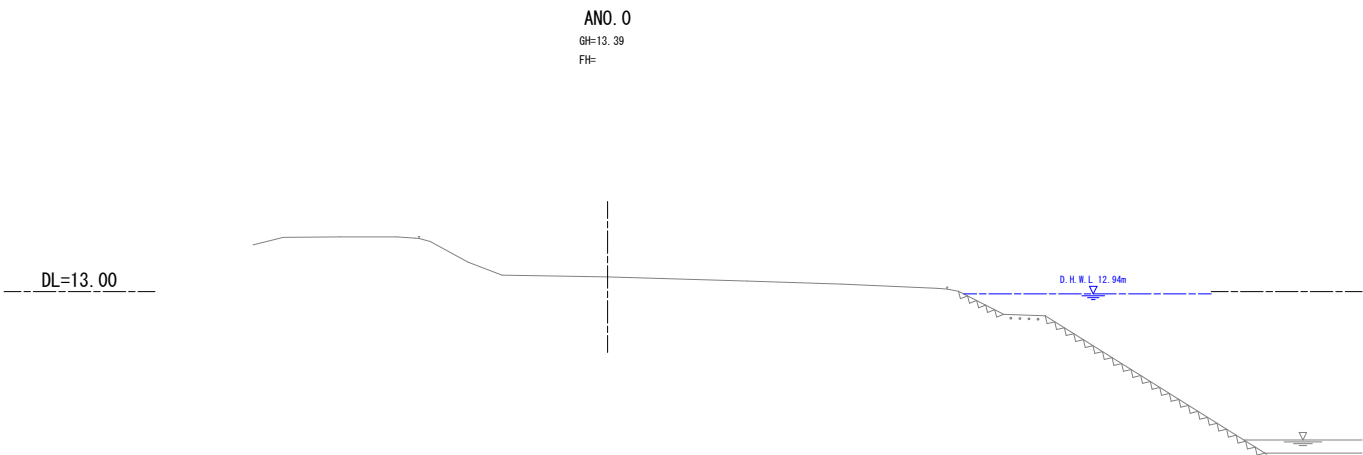
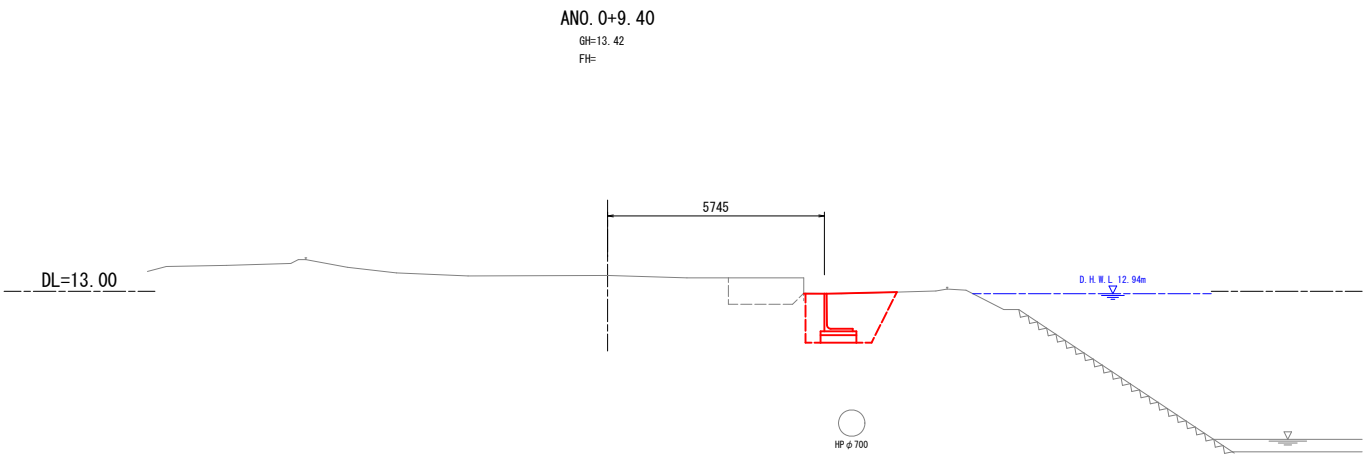
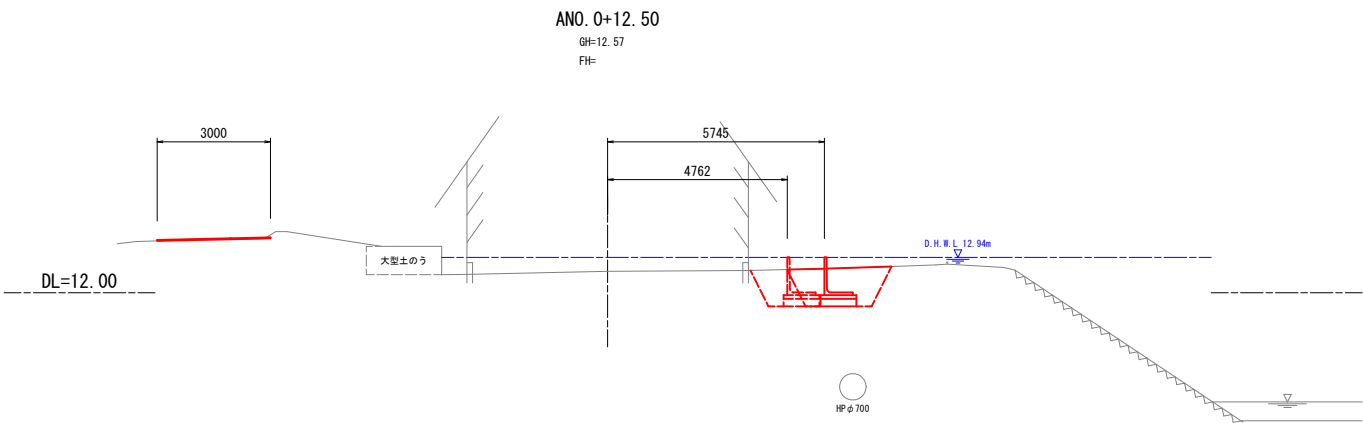
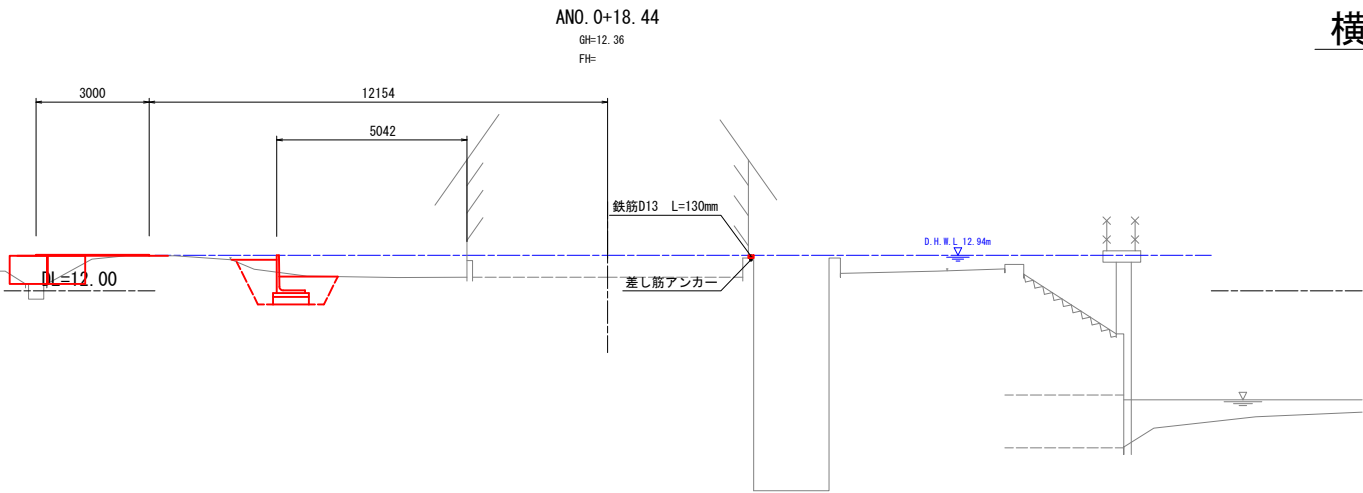
吐水槽嵩上げ部
S=1:10



工事名	鷺畑第一揚水機場実施設計業務		
図面名	計画平面図・標準断面図		
作成年月日	令和7年 11月		
縮尺	1:図示	図面番号	1/1
会社名	プレんスタッフ株式会社		
事業所名	鶴岡市藤島庁舎産業建設課		

横断図

S=1:100

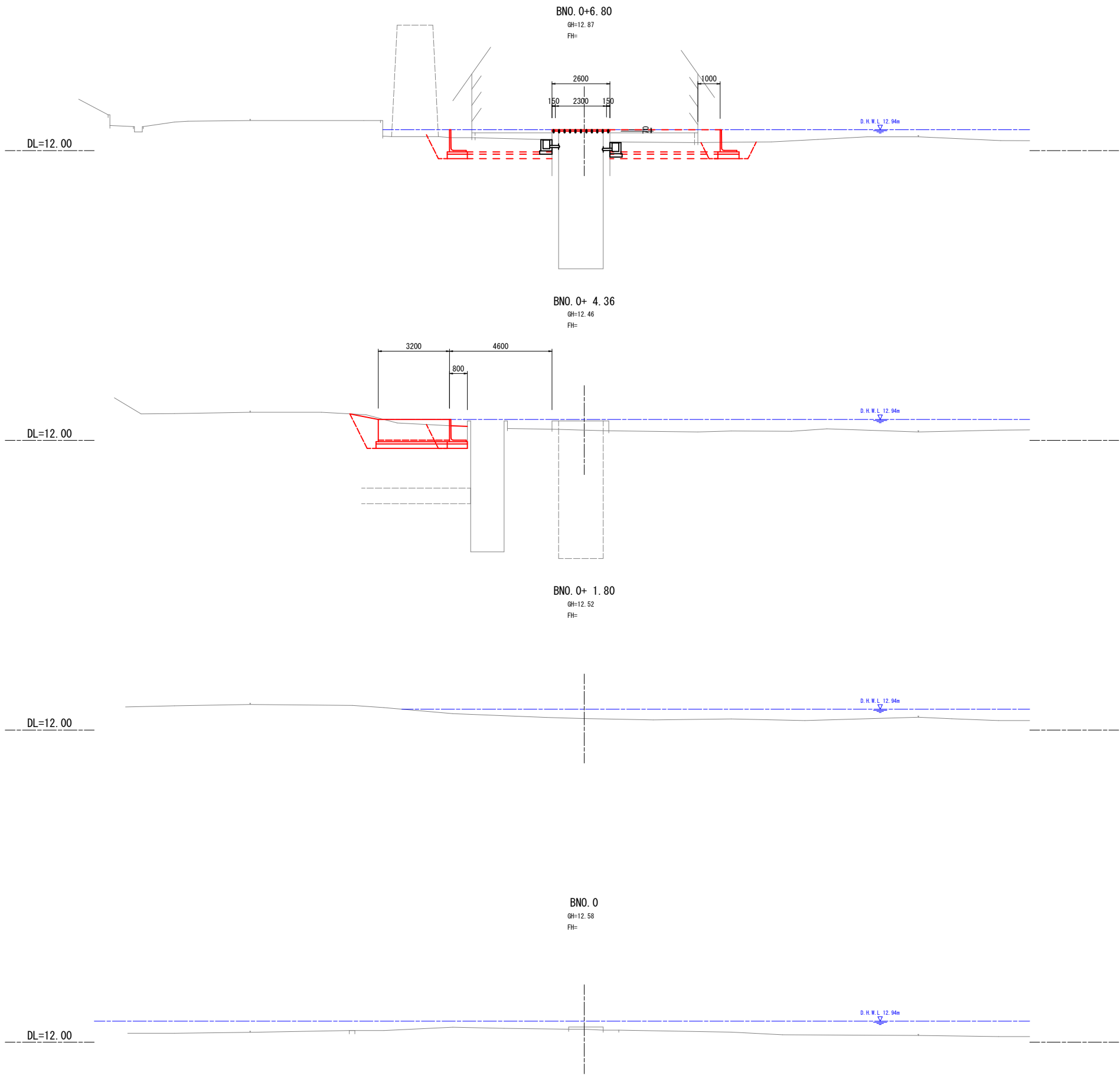


A路線 ANO. 0~ANO. 0+37.00

工事名	鷺畑第一揚水機場実施設計業務		
図面名	横断図		
作成年月日	令和7年 11月		
縮尺	1 : 100	図面番号	1/3
会社名	プレンススタッフ株式会社		
事業所名	鶴岡市藤島庁舎産業建設課		

横断図

S=1:100

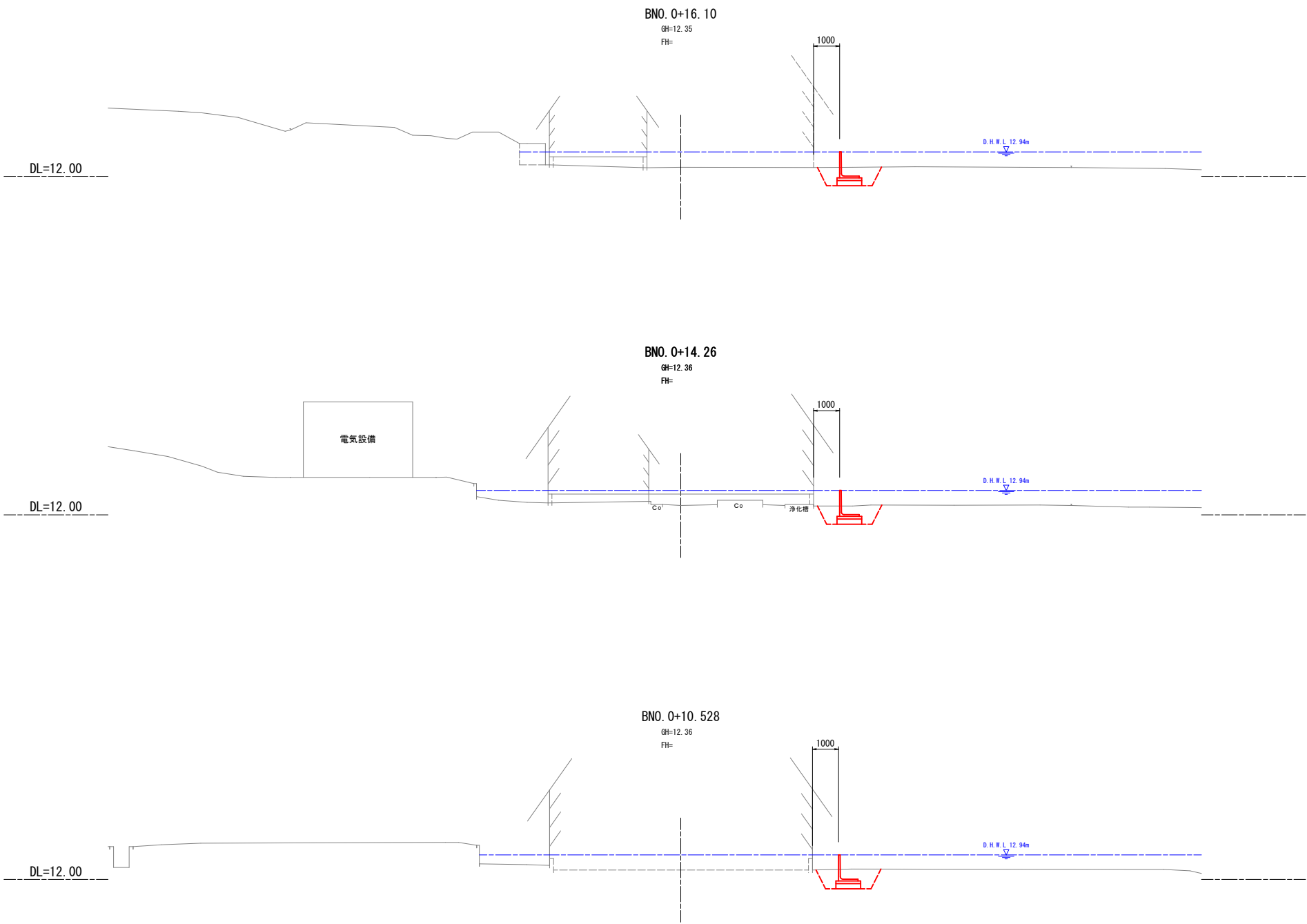


B路線 BNO. 0～BNO. 0+6.80

工 事 名	鷺畑第一揚水機場実施設計業務		
図 面 名	横 断 図		
作成年月日	令和7年 11月		
縮 尺	1 : 100	図面番号	2/3
会 社 名	プレンススタッフ株式会社		
事業所名	鶴岡市藤島庁舎産業建設課		

横断図

S=1:100



B路線 BNO. 0+10.528~BNO. 0+16.10

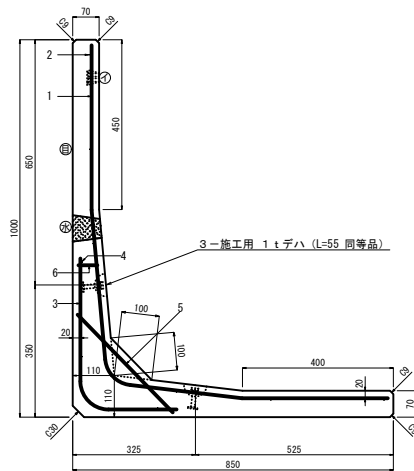
工事名	鷺畑第一揚水機場実施設計業務		
図面名	横断図		
作成年月日	令和7年 11月		
縮尺	1 : 100	図面番号	3/3
会社名	プレンススタッフ株式会社		
事業所名	鶴岡市藤島庁舎産業建設課		

L 型擁壁工構造図

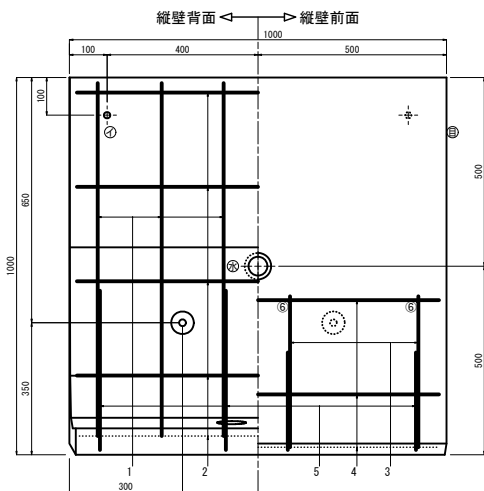
S=1:10

標準型

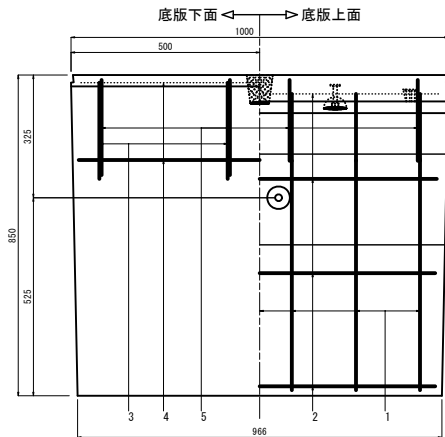
断面図



壁面



底盤



部品表

記号	名称	仕様	個数
①	水抜孔	φ70/φ50	2
②	インサート	WS/8×30	2
③	目地	(各図の太線部分)	

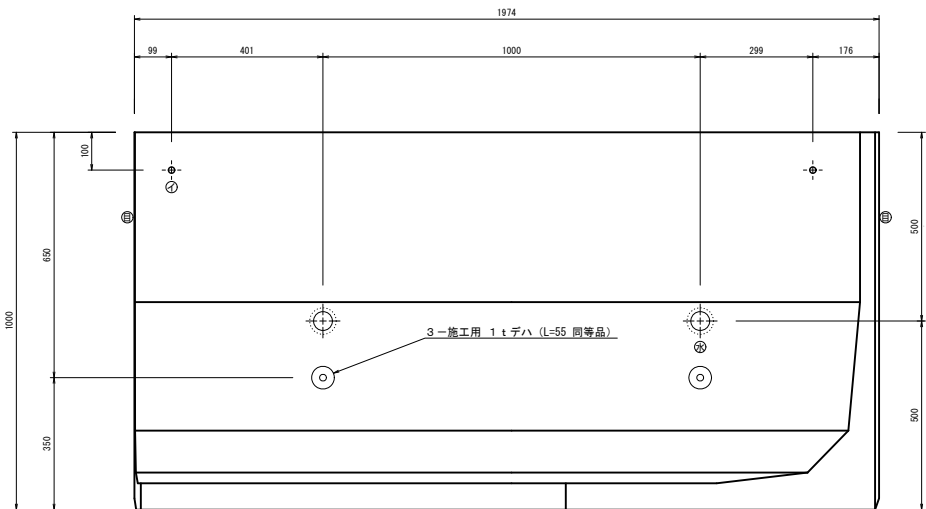
鉄筋表

記号	径	本数
1	D6	6
2	φ4	7
3	D6	3
4	φ4	3
5	D6	3
6	D6	3

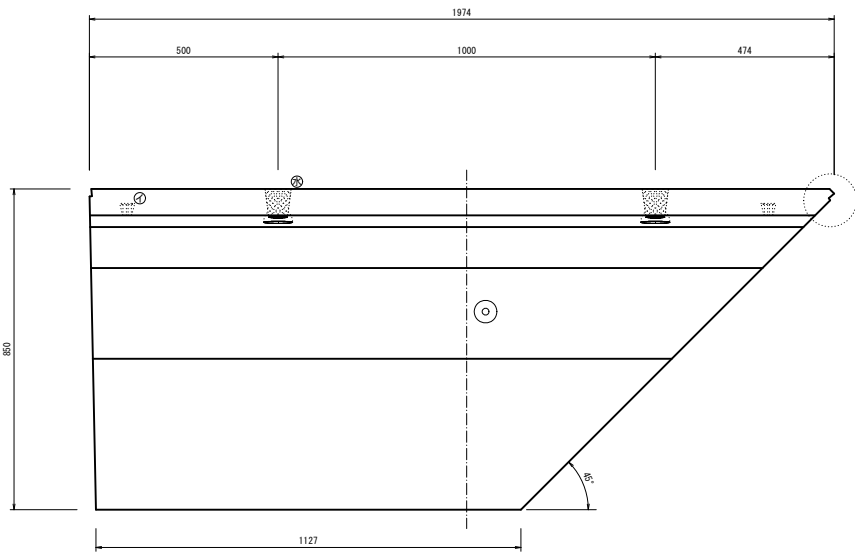
縦立筋⑥は増やしても良い

コーナー型

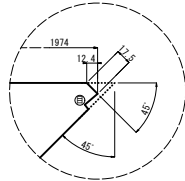
縦壁背面



縦壁上面



コーナー部 詳細



部品表

記号	名称	仕様	個数
①	水抜孔	φ70/φ50	2
②	インサート	WS/8×30	2
③	目地	(各図の太線部分)	

鉄筋表

記号	径	本数
1	D6	11
2	φ4	7
3	D6	6
4	φ4	3
5	D6	6
6	φ4	6

縦立筋⑥は増やしても良い

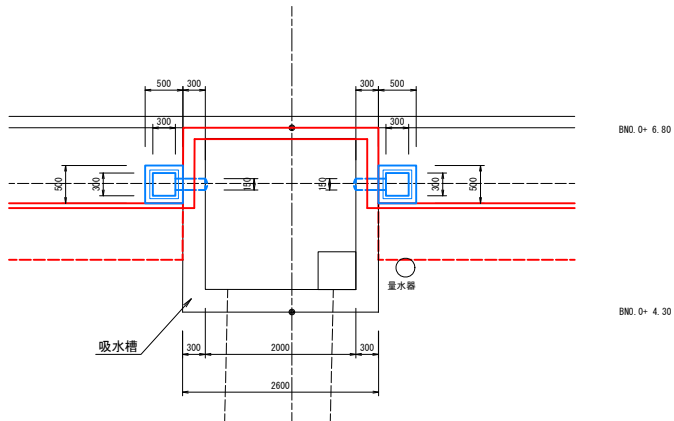
※図は右タイプです。左タイプは左右対称となります。

※目地部には流水を防止するコーキング処理を施すこと。
施工等については発注者と協議の上決定すること。

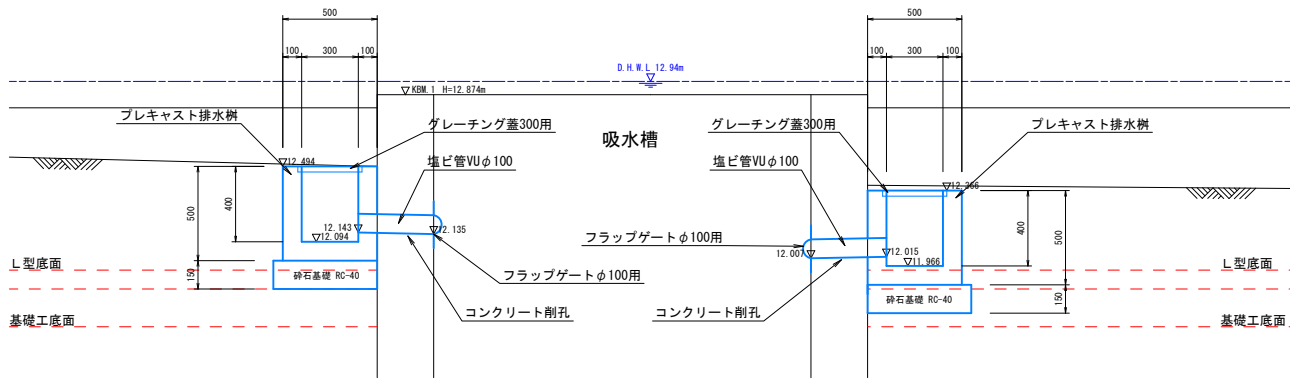
工事名	鷺畑第一揚水機場実施設計業務		
図面名	擁壁工構造図		
作成年月日	令和7年 11月		
縮尺	1：図示	図面番号	1/1
会社名	プレンスタッフ株式会社		
事業所名	鶴岡市藤島庁舎産業建設課		

排水工構造図

平面図
S=1:50

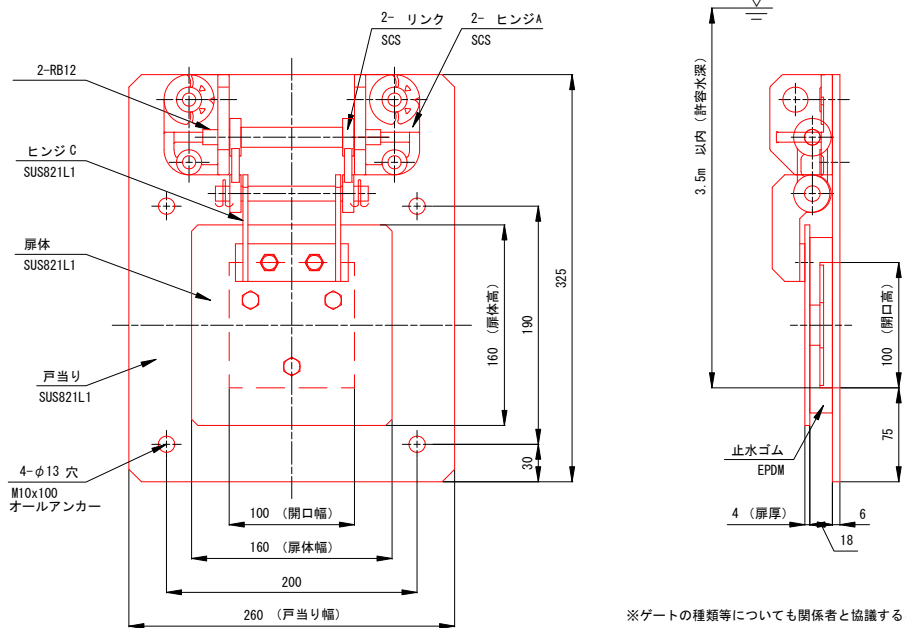


側面図
S=1:20



※プレキャスト排水樹は同等以上のものとする。
※排水樹に集水するよう埋戻土で調整すること。
※削孔位置（高さ）についても関係者と協議し決定すること。

ステンレス製角型フラップゲート（参考）
（100x100用） S=1:Free



注意事項

扉体・戸当り・ヒンジCの材質は、SUS821L1[NETIS登録材料]とします。
指示無き材質は、SUS304とします。

※ゲートの種類等についても関係者と協議すること。

工事名	鷺畑第一揚水機場実施設計業務		
図面名	排水工構造図		
作成年月日	令和7年 11月		
縮尺	1：図示	図面番号	1/1
会社名	ブレンスタッフ株式会社		
事業所名	鶴岡市藤島庁舎産業建設課		

L型擁壁工					
土 工					
数量計算書					
1/1					
名 称	区 分	算 式	単位	数 量	略 図
作業土工					
掘削	粘性土	$1.3 \times 32.80 = 42.64$	m3	42.6	
埋戻	流用土	$1.0 \times 32.80 \times 1.11 = 36.44$	m3	36.4	
積込	ルーズ	$1.0 \times 32.80 \times 1.11 = 36.44$	m3	36.4	
土砂等運搬		$(42.64 - 36.44) \times 1.33 = 8.25$	m3	8.3	
作業残土処理		$(42.64 - 36.44) \times 1.33 = 8.25$	m3	8.3	

[illegible]

排水工					数量計算書	1/1
名称	区分	算式	単位	数量	略図	
排水桧						
プレキャスト 据付	300×300	= 2.00	基	2.0		
暗渠管	φ100	0.40×2 = 0.80	m	0.8		
削孔	φ100用	=	孔	2.0		
フラップゲート	φ100	= 2.00	個	2.0		
角形雨水桧	300×300用	= 2.00	個	2.0		
グレーチング蓋	300×300用	= 2.00	組	2.0		

嵩上げ工					数量計算書	1/1
名称	区分	算式	単位	数量	略図	
吸水槽						
コンクリート はつり	t=10mm	$0.15 \times 3.40 = 0.51$	m3	0.51		
差し筋	D13	$17.00 = 17.00$	本	17.0		
アンカー	D13用	$17.00 = 17.00$	本	17.0		
コンクリート	21N-8-25	$0.15 \times 0.07 \times 3.40 = 0.04$	m3	0.04		
型枠	一般型枠	$(0.15 \times 0.07 + 0.07 \times 3.40) \times 2 = 0.50$	m ²	0.50		
吐水槽						
コンクリート はつり	t=10mm	$0.20 \times 4.20 = 0.84$	m3	0.84		
差し筋	D13	$20.00 = 20.00$	本	20.0		
アンカー	D13用	$20.00 = 20.00$	本	20.0		
コンクリート	21N-8-25	$0.20 \times 0.11 \times 4.20 = 0.04$	m3	0.04		

上段-變更前
下段-變更後

[illegible]

[illegible]

上段-變更前
下段-變更後

	様式コード	107
--	-------	-----

仮 設 工			33-7	数 量 計 算 書
名 称	区 分	算 式	数 量	略 図
敷鉄板	B=3.0	共用日数 90日 A=3.0×26.5	159.0 m ²	
賃料	25×1524×3048	159/(1.5*3.0)*45日	1590.0 枚・日	
整備費		159/(1.5*3.0)	35.3 枚	
設置・撤去		A=3.0×26.5	159.0 m ²	
運搬費	25×1524×3048	36枚×911kg/枚×2(往復)	65.6 t	
大型土のう	製作・据付・撤去	26	26.0 袋	
〃	残土処理	26	26.0 m ³	

特記仕様書

令和6年災33－104鷺畑第一揚水機場再度災害対策工事

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、山形県農林水産部制定「土木工事等共通仕様書（最新版）」（以下「共通仕様書」という。）、施工管理基準（最新版）及びこの特記仕様書に基づいて実施するものとする。

なお、令和7年10月以降に改定された内容は以下のホームページに掲載されているので、最新版を適用するものとする。

山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp>)

→産業・しごと

→農林水産業

→農業農村整備

→設計・積算システム管理

→農業農村整備事業技術管理 設計・工事に関すること

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記使用事項は次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総 則

1-1. 工事区分

工種区分は土木工事－その他土木工事(1)とする。

1-2. 工事の下請け

受注者は、下請け契約の請負金額によらず工事の一部を下請負に付する場合は、下請計画(変更)報告書、下請け業者一覧表及び当該工事に係る下請け契約書の写しを提出しなければならない。また施工体制台帳及び体系図を作成し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

なお、下請計画(変更)報告書が提出されずに下請負業者が施工している場合は、工事の一時中止を命じる場合もありうる。

1-3. 技術者の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、落札決定後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。

2. 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

1-4. 設計変更の手続き

設計変更については、建設工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書によるところであるが、その基本的な考え方や手続きについては、「土木工事施工円滑化関係集(令和2年12月改定)山形県土木工事施工円滑化推進会議」の第1章「設計変更ガイドライン」及び第3章「工事一時中止に係るガイドライン」によるものとする。

1-5. 沿線住民への周知

工事着工前に施工箇所を示した住宅地図を添付した工事のお知らせを作成し、監督職員の承諾後に地元の町内会長と沿線住民に配布すること。また、農用地、農業用施設への侵入通路を止める際には、前もって予告看板等を設置し利用者への周知を図ること。

1-6. 工事現場発生品

従来施設の撤去により発生した二次製品等については、監督職員と処理方法及び数量確認について協議を行うこと。協議内容について工事打合簿により記録し提出すること。

1-7. 建設副産物関係

1. 本工事により発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材)は、再資源化施設に搬出するものとする。特に、下記に示す特定建設資材廃棄物の搬出先はそれぞれ次の条件も満たすものとする。

【コンクリート塊】

規格品の再生クラッシャーランとして再資源化している再資源化施設

【アスファルト塊】

再生加熱アスファルト混合物の原材料として再利用している再資源化施設(アスファルトプラントでなくても、そのアスファルト塊が、最終的に再生加熱アスファルト混合物として利用されることが確認できる施設でも可)

2. 建設リサイクル法第6条に規定する「建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担」に基づき、条件明示する特定建設資材廃棄物の搬出施設は、下記のとおりである。なお、搬出完了後、マニフェスト(E票)の写しを提出すること。

【コンクリート塊】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
	鶴岡市西目字山田森 28-1	小野寺建設(株)	8:00～17:00
	鶴岡市斎藤川原字石川端 77-1	田川砂利工業(株)	8:00～17:00
	鶴岡市勝福寺字根木瀬 158-1	鶴岡建設(株)	8:00～17:00
	鶴岡市大字馬町宮ノ腰 115	(株)三浦土建	8:00～17:00
	鶴岡市藤島字西細杖 262-2	日本海アスコン共同企業体	8:00～17:00
	鶴岡市柳久瀬字武良免 17-7	(株)青木建材	8:00～17:00

	鶴岡市田代字広瀬 16-2	(株)渡會電気土木田代工場	8:00～17:00
--	---------------	---------------	------------

【アスファルト塊】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
	鶴岡市勝福寺字根木瀬 158-1	鶴岡建設(株)	8:00～17:00
	鶴岡市大字馬町宮ノ腰 115	(株)三浦土建	8:00～17:00
	鶴岡市藤島字西細杖 262-2	日本海アスコン共同企業体	8:00～17:00

【建設発生木材】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
	鶴岡市西目字山田森 28-1	小野寺建設(株)	8:00～17:00
○	鶴岡市田代字広瀬 16-2	(株)渡會電気土木田代工場	8:00～17:00
	鶴岡市西目字水上沢 129-5	ウィズ環境(株)(シンテック)	8:00～17:00

3. 受注者は、自らの都合により、前項の条件明示事項と別の方法等による場合においては、土木工事共通特記仕様書第 1 編共通編 1-1-12 建設副産物第 2 項に規定する契約前の説明において説明を行うものとする。

なお、この場合において、搬出予定の再資源化施設が第 1 項に規定する条件を満たすことを証する書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

また、この場合であっても、設計図書の変更は行わないものとする。

4. 受注者は、建設リサイクル法第 18 条第 1 項の規定により、特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)廃棄物の再資源化等が完了した場合、共通仕様書で定める建設廃棄物処理結果報告書に特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用を追記し、監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、工事完了時に「建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)」の内容について入力し、データを提出するものとする。(なお、上記様式は国土交通省のリサイクルホームページ http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm より入手可能。)
6. 受注者は、再生資源利用計画書及び、再生資源利用促進計画書の内容について、『建設副産物情報交換システム-COBRIS-』((財)日本建設情報総合センターWeb 版入力システム)に登録してはならない。
7. 建設資材廃棄物の搬出時には、過積載を防止し、運搬車両に「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」により、産業廃棄物運搬の表示及び書面を備え付けること。

1-8. 履行報告

受注者は、当初の請負代金が 1 件 1,000 万円以上の工事については、毎月の履行状況を工事履行報告書(鶴岡市、様式第 10 号の 3)により監督職員に提出しなければならない。

1-9. 中間前金払

契約約款第 36 条第 3 項に基づき中間前金払の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間

前金払認定請求書(鶴岡市, 様式第 10 号の 2)に、監督職員の確認を受けた直近の工事履行報告書(鶴岡市, 様式第 10 号の 3)の写しを添えて提出するものとする。

1-10. 工事名標示板に関する事項(安全確保関係)

工事名標示板に記載する、工事の種類及び工事内容の説明は次のとおりとする。

工事の種類	(例)災害対策工事中
工事内容の説明	(例)揚水機場の災害対策工事をしています

1-11. 交通安全に関する事項

1. 交通誘導員の配置

交通管理に要する交通誘導員の配置計画は任意とする。

なお、交通管理者との協議により配置計画について条件が付された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

~~本工事では、工事期間中の交通整理として、交通整理員一名を計上している。~~

1-12. 事業損失に関する事項(環境対策関係)

1. 施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。
2. 工事の施工に伴い、騒音振動の測定が必要になった場合は、監督職員と協議しなければならない。

1-13. 他工事との関連事項について(工程関係)

1. 別途発注の他工事について、本工事の施工に際して支障が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

1-14. 災害時の協力体制

1. 緊急巡回

I 緊急巡回とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工事現場において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じるもので、監督職員の指示により巡回を行うものである。

II 緊急巡回担当者は、工事現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともにその状況について、監督職員に報告するものとする。

III 緊急巡回にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。

IV 緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。

2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業

工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立するとともに、指示があった場合は、被害を最小限に抑えるため、緊急時における諸作業を実施する。

3. 緊急巡回及び緊急時の諸作業に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。

1-15. 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、第 1 報を直ちに監督職員へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに工事事故報告書(山形県、参考様式5)を FAX、又は E-Mail により提出しなければならない。
2. 報告する事故の分類は、当該建設工事現場に関係する「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わず、すべて報告すること。
3. 工事事故報告書様式は、以下のホームページに掲載している。

山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp>)

→県政情報

→山形県の紹介

→組織案内

→県土整備部

→建設企画課

→共通仕様書(土木工事)

1-16. その他

1. 工事費の増減を伴う変更が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡し、指示をあおぐこと。
了解を得ずに増工(増額)したものについては変更の対象としない。
2. 当初工程表より現場着工時期(実作業期間)に遅れが生じた場合は、現場着工前に変更工程表を作成し、監督職員に提出すること。
3. 当該工事期間中に、建設業退職金共済組合の証紙を追加購入した場合は、工事完成時に追加分の建設業退職金共済組合掛金収納書届を提出すること。
また、工事完成時に建設業退職金共済組合の証紙の受払状況の確認できる書類を監督職員に提出すること。

第2章 土 工

2-1. 残土受入地

1. 工事により発生する残土は 6.0km 以内の運搬を想定しており、受注者の責任により整理するものとする。
2. 受注者は、工事着手前に残土搬出先の同意書及び位置図を提出しなければならない。ただ、自社処分の場合は、残土搬出先の同意書を省略できるものとする。
なお、これにより難しい場合は、残土搬出先の同意書及び位置図を提出して、監督職員と協議しなければならない。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

3-1. 配 合

1. 下記工種のコンクリートは、共通仕様書(参考資料) レディーミクストコンクリート標準使用基準の次の規格によるものとする。

工種	呼び強度	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類
擁壁工	18	40	60 以下	普通
嵩上げ工	21	25	55 以下	普通

第 2 編 材料編

第 1 章 一般事項

1-1. 指定材料の確認

受注者は、下記の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

区 分	確 認 材 料 名	摘 要
排水工	プレキャスト排水柵 300×300	—
排水工	フラップゲートφ100	—

1-2. 工事材料の確認

市が一括承認済みの資材については、承認図等の添付を省略することができる。一括承認済みの資材は発注担当部署にて確認すること。

なお、使用材料は、納入された時に必ずその品質や形状について適当なものか審査し、不良品は返却等の処置を施すこと。(確認時に不良品を発見した場合、手直しを指示する場合がある。例えば二次製品、路盤材料などの入替え)

第2章 土木工事材料

2-1. 再生資材の使用

工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。

材料名	規格	使用箇所	摘要
再生碎石	RC-40	排水樹基礎	—
再生碎石	RC-80	擁壁基礎	—

1. 再生クラッシャーランは、廃棄物であるコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊を破碎、選別、混合物除去、粒土調整等を行うことにより再資源化された資材をいい、これら以外の材料(新材の碎石又はズリ等)が混合されていない状態のものをいう。

2-2. 購入土

購入土は、CBR12%以上とし監督職員の承諾を得なければならない。

2-3. 生コンクリート

工事に使用する生コンクリートは、普通コンクリートを標準とする。

2-4. セメントコンクリート製品等

本工事で使用する材料については、監督職員の承諾を得なければならない。

2-5. 納入時の材料確認

使用材料は、納入された時点で必ずその品質や形状について適当なものか審査し、不良品は、返却等の処置を施すこと。検査時に不良品を発見した場合、撤去再設置等の手直しを指示する場合がある(例えば二次製品、路盤材料など)。

2-6. 建設資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
碎石	RC-40	庄内地区
碎石	RC-80	庄内地区
碎石	C-40	庄内地区

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総則

1-1. 段階確認

共通仕様書 第 3 編 共通編 1-1-2 監督職員による確認・立会等により指定された工種に、次の工種を追加するものとする。

種別	細別	確認時期
L 型擁壁設置工	法線確認	L 型擁壁設置時

1-2. 工事中の安全確保

土木工事にあつては、共通仕様書 第 1 編 1-1-30 施工管理の規定に加え、以下の規定によらなければならない。請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。なお、詳細については監督職員と協議を行うこと。

また、受注者は鶴岡警察署に申請する道路使用許可申請書の道路使用許可条件に従い、施工すること。

明 示 事 項

1-1.

本工事は冬季歩掛補正を適用するものとする。但し、運転手(特殊・一般)、助手は補正対象外とする。なお、4 月以降の工事については冬季歩掛補正を適用しないため 3 月末時点での出来形を報告するものとする。

1-2.

降雪時期の施工が見込まれるため、施工上必要最低限の除雪を行うものとし、除雪を行った日については降雪量をデータ・写真で管理するものとする。

1-3. 提出書類

受注者は、建設工事請負契約約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

また、工事の一部を下請負に付する場合は、下請計画(変更)報告書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。承諾後は、施工体制台帳及び体系図を作成し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

なお、下請計画(変更)報告書が提出されずに下請負業者が施工している場合は、工事の一時中止を命じる場合もありうる。

1-4. 施工計画書

受注者は、工事着手前に本工事の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

ただし、維持工事や小規模工事(請負金額130万円以下)においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

また、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、変更内容が数量のわずかな増減等の場合は、後日の提出で良いものとする。

1-5. 環境対策

当該工事を施工するにあたり、排出ガス対策型の建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械の使用ができない場合は、その理由を書面により監督職員に提出し承諾を得ること。なお、対策型を使用しない場合は、変更の対象とする。

また、工事写真により使用機械を判定するため、現場との整合が図れるように記録すること。